

2009年10月7日

各市町長 殿

宇都宮市戸祭台 29 - 17
TEL 028-622-0083
栃木県保険医協会
会長 戸村光宏

新型インフルエンザ感染拡大と重症化を防止するため 資格証明書の発行停止を求める緊急要請書

貴職におかれましては、県民の健康増進のために日夜ご尽力されていることに敬意を表します。

私たち栃木県保険医協会は県下768名の保険医が加入し、保険医療の改善に取り組み、県民・国民が安心して暮らせる社会保障制度の充実を目指して活動しています。

さて、厚生労働省は9月25日、「医療機関への一時払いが困難である旨の申出があった場合には新型インフルエンザ感染の疑いにかかわらず、短期被保険者証を発行することは差し支えない」との事務連絡を出しました。また、その中で、資格証明書の交付時点で『特別の事情』の把握に努めていればもともと交付対象でなかった可能性があるとして、新型インフルエンザの大流行を前に、再度、『特別の事情』の把握を徹底することを求めています。

資格証明書は、医療機関の窓口で医療費全額をいったん支払う必要があり、滞納世帯で新型インフルエンザ患者が発生しても受診を控えるため、感染拡大と重症化を招く恐れがあります。

つきましては、緊急の対策として下記の事項を要請いたします。

記

1. 新型インフルエンザは早期治療で重症化を防げるため、自治体で保険証を保留している世帯については、流行終息まで資格証明書の交付を行わず、短期被保険者証を交付すること。また、資格証明書交付世帯についても短期被保険者証を交付すること。
2. 正確な『特別の事情』の把握に努めるとともに、今後、義務的に資格証明書の発行を行わないこと。

以上